

解説

健康保険

関連ワード

# 医療費控除

## ～医療費に関する確定申告をするとき～

解説します

### 医療費控除とは？

自身と家族の1年間の医療費の合計が一定額を超えるときは、所得控除を受けて、納付した所得税から還付を受けることができます。

手続きは、居住地の税務署で行いますが、電子申告(e-Tax)による手続きも可能です。

なお、医療費控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制(用語解説参照)の控除を受けることはできません。

### 医療費控除の計算方法は？

次の式で計算した金額が、医療費控除として所得金額から差し引かれます。

1年間の医療費総額	－	保険金などで補てんされる金額*	－	10万円 or 所得200万円までの人は所得額の5%	=	医療費控除額(最高200万円)
-----------	---	-----------------	---	----------------------------	---	-----------------

\*生命保険から支払われる医療保険金・入院給付金・手術給付金、当組合から支給される療養費・出産育児一時金・高額療養費、医療費の補てんとしての損害賠償金など。

※国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」では、金額等を入力すると自動計算され、確定申告書を作成できます。同コーナーでは、e-Tax(電子申告)用のデータも作成でき、自宅等から電子申告することができます。

保険証利用登録をしているマイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルと連携することで、パソコンやスマホで確定申告書に医療費通知情報を自動入力することができます。

詳しくはこちら▶

国税庁「医療費控除を受ける方へ」



### 対象となる医療費は？

1月1日から12月31日までの間に、自分自身と生計を一にする家族\*のために支払った医療費です。

\*当組合の加入区分である「家族」より範囲は広く、共働きの配偶者なども含まれます。  
※出産費用や通院時の交通費、視力回復レーザー手術、市販薬の購入費も含まれます。

#### ■対象とならないもの

- 健康診断や予防接種の費用
- 通院時のガソリン代や駐車場代
- 里帰り出産で帰省する交通費
- 近視・遠視の眼鏡やコンタクトレンズ作成代
- サプリメントなどの購入費用
- 自己判断による新型コロナウイルス感染症のPCR検査代 など
- 入院時の本人都合の差額ベッド代
- 容貌美化のための歯列矯正費用

### One Point!

#### 用語解説

#### セルフメディケーション税制

健康の保持増進や疾病予防のための取り組み(健診、予防接種、特定保健指導、がん検診など)を行い、年間12,000円超の対象医薬品[スイッチOTC医薬品(処方薬から、薬局などで購入できる医薬品に転用されたもの)など]を自身や家族のために購入した場合、医療費控除を受けることができます。これをセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)といいます。対象医薬品は、パッケージに対象であることを示すマークがあったり、レシートに控除対象であることが記載されています。

セルフメディケーション税制と通常の医療費控除は、同時に受けることはできず、どちらかの選択となります。